



競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

総合調査研究

酸素水素燃焼技術の熱需要への応用に関する調査研究 公募に係る説明会

2023年4月10日

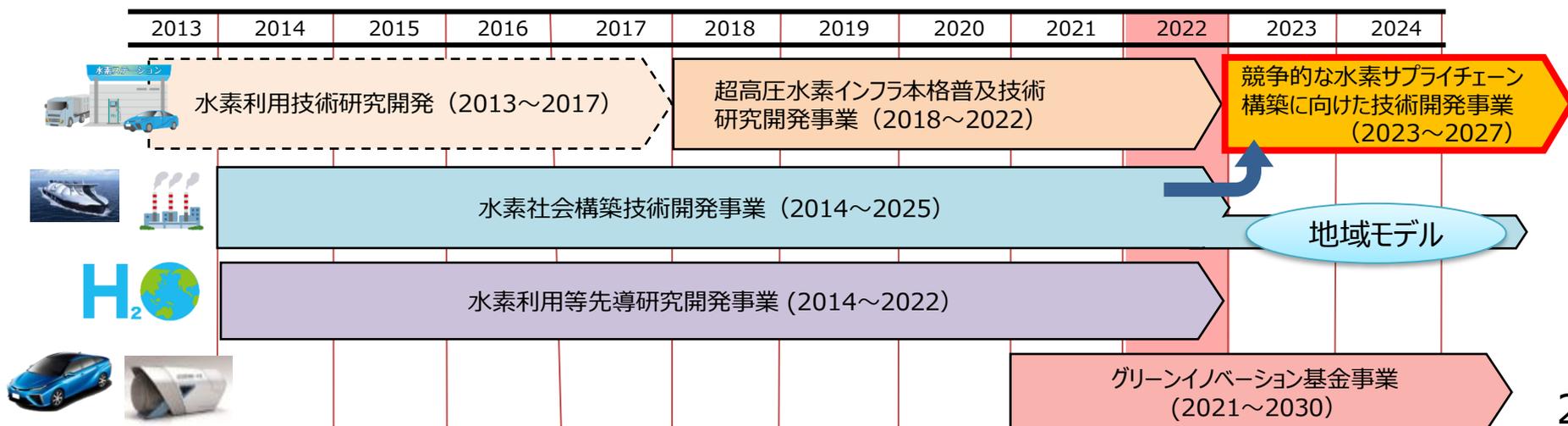
NEDO スマートコミュニティ・エネルギーシステム部
燃料電池・水素室

1. 事業概要

競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

● 背景

我が国は、水素エネルギーの利活用について、約40年間にわたり国家プロジェクト等を推進してきた。日本が世界に先駆けて、家庭用燃料電池（エネファーム）や燃料電池自動車（FCV）を市場投入するなど、世界をリードしている。また、これまでも水素社会実現に向けて大規模水素サプライチェーン（大規模海上輸送、水素発電等）、需要地水素サプライチェーンにかかる研究開発を推進するとともに、FCV及び水素ステーションの本格普及に向け、国内規制適正化・国際基準調和・国際標準化に資する研究開発及び水素ステーションのコスト低減に関する取組を行ってきた。ただし、その技術は発展途上であり、引き続き更なる技術革新が必要である。今後は、水素を新たな資源として位置づけ、水素製造、貯蔵・輸送、利用における幅広いプレイヤーを巻き込むことで、国際競争力を強化し、早期に世界市場を獲得することが求められる。



5つの研究開発項目

- 研究開発項目I : 「大規模水素サプライチェーンの構築に係る技術開発」
- 研究開発項目II : 「需要地水素サプライチェーンの構築に係る技術開発」
- 研究開発項目III : 「水素ステーションの低コスト化・高度化に係る技術開発」
- 研究開発項目IV : 「共通基盤整備に係る技術開発」
- 研究開発項目V : 「総合調査研究」

研究開発項目V : 「総合調査研究」

(イ) 水素製造・輸送・貯蔵・利用等に関する調査研究（委託事業）

水素社会の実現に向け、競争的な水素サプライチェーンの構築に資する水素製造・輸送・貯蔵・利用等に関する調査・研究を行う。

(ロ) 水素社会実現に向けた情報発信等に関する調査研究

競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

- 研究開発項目Ⅴ 総合調査研究

- (イ) 水素製造・輸送・貯蔵・利用等に関する調査研究

水素エネルギーの利用先として電化の困難な熱需要に対し、酸素水素燃焼の適用に関する調査研究を実施します。

事業名：

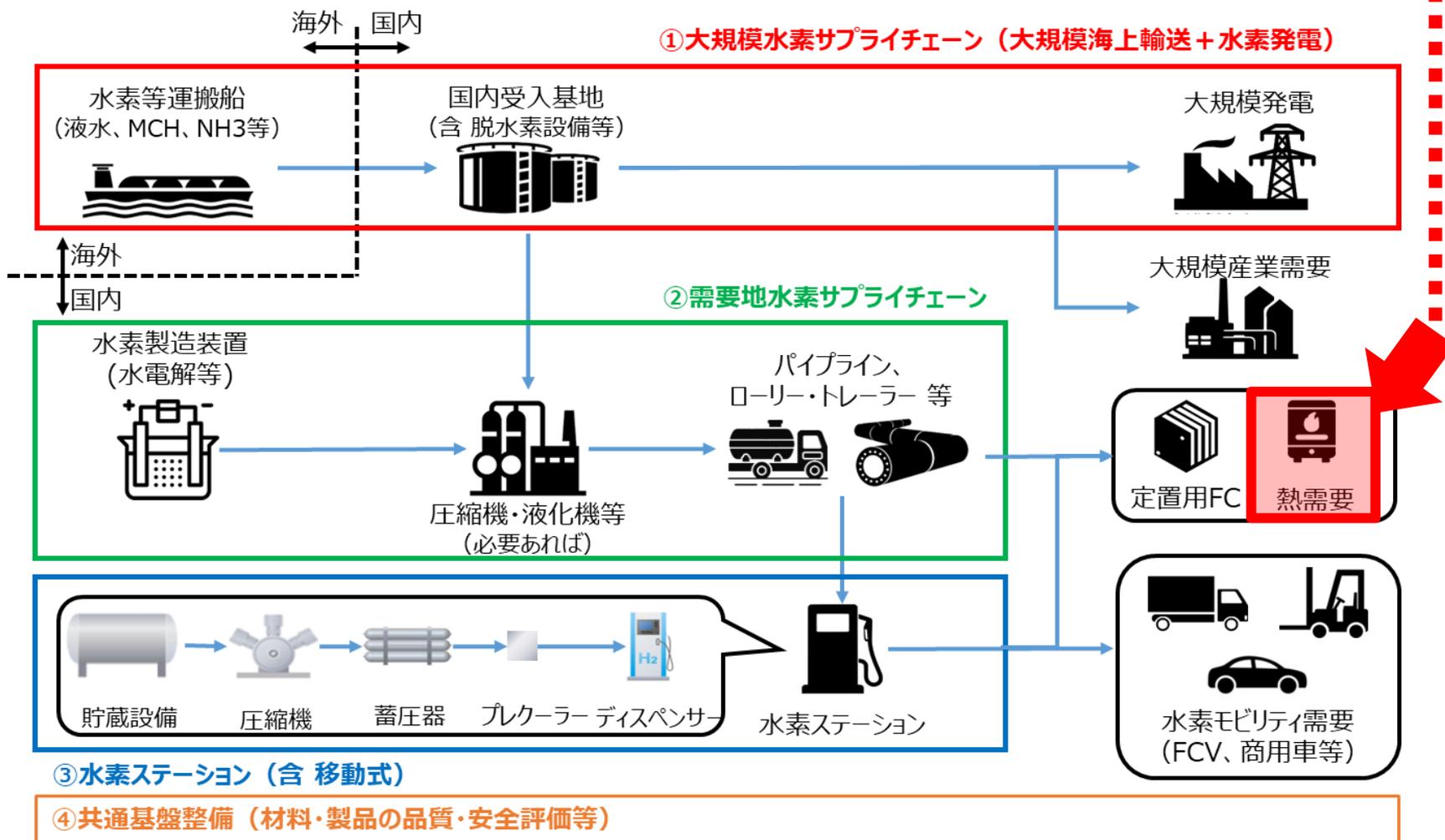
大項目／競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

中項目／総合調査研究

小項目／酸素水素燃焼技術の熱需要への応用に関する調査研究

競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

- 研究開発項目V における今回の募集対象領域



競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業

- 事業期間

2023年度(単年度)

NEDOの指定する日から2024年3月31日まで

- 予算額

総額で1.5億を上限とします。

ただし、

* 当該予算の必要性は厳格に審査します。

* 採択審査の結果等により提案額から減額することを条件として付して採択候補とすることがあります。

2. 応募要件

公募要領 3. (委託)



委託事業への応募資格のある法人は、次の(1)～(8)までの条件、「基本計画」及び「2023年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する大学や企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。
- (8) プロジェクトマネージャー（以降「PMgr」という）、プロジェクトリーダー（以降「PL」という）から指示があった場合は、これに従うこと。本事業では必要に応じてPLを設置します。

* 提案書チェックリスト

1. 提案書
2. 研究開発成果の事業化計画書
3. 研究開発責任者経歴書の記入について
4. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
5. 情報管理体制等の確認票
6. その他の研究費の応募・受入状況
7. 本プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針
8. 本プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針
9. 契約に係わる情報の公表について

**下記URLより公募関連資料がダウンロードできます。
ご参照ください。**

- https://www.nedo.go.jp/koubo/SE2_100001_00042.html

提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 提出書類は（別紙）提出書類チェックリストに記載の資料番号をファイル名の先頭に「半角数字_」として付してください。

（例）1_提案書

- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 受付番号の表示は受理完了とは別のものとなります。登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・ e-Rad 応募内容提案書について

応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請する必要があります。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】

e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

4. 提出期限及び提出先

公募要領 4.



●本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他の提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX又は電子メール等による提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

【提出期限】 2023年5月9日（火） 正午

提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/vqayvysq37a9>

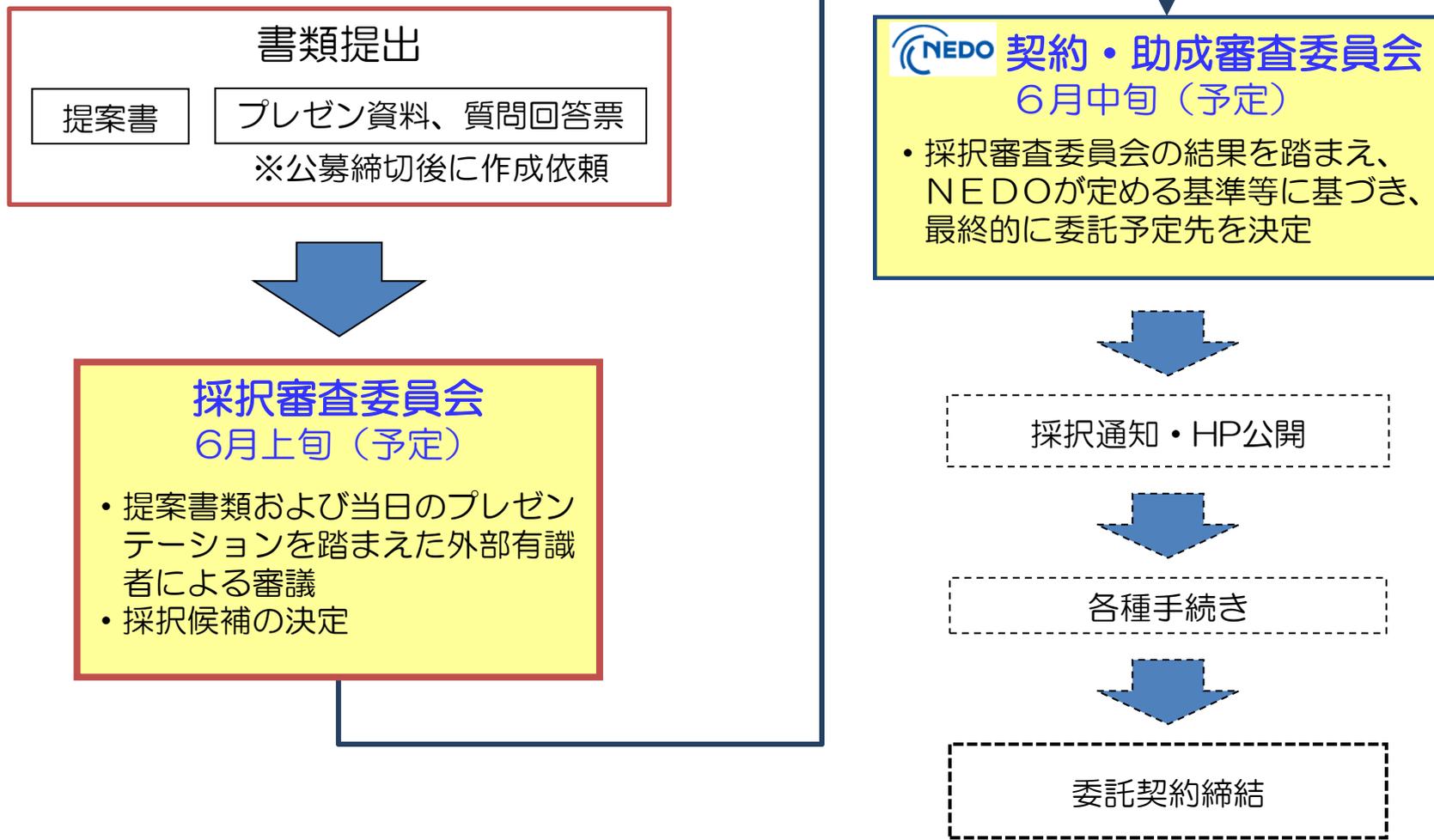
○提案書アップロードと合わせて以下22項目を入力

- | | |
|--------------------|----------------------------------------------------|
| ①提案する調査テーマ名 | ⑬共同提案法人名及び研究開発責任者名（複数の場合は、列記） |
| ②代表法人番号（13桁） | ⑭利害関係者 |
| ③代表法人名称 | ⑮研究体制（再委託等先を含む提案する全ての法人名を入力） |
| ④代表法人連絡担当者氏名 | ⑯研究期間 |
| ⑤代表法人連絡担当者職名 | ⑰提案総額 |
| ⑥代表法人連絡担当者所属部署 | ⑱初回の申請受付番号（再提出の場合のみ） |
| ⑦代表法人連絡担当者所属住所 | ⑲提出書類（提案書等）（（4）提出書類のうち別添1及び別添2をまとめてPDF形式にしてアップロード） |
| ⑧代表法人連絡担当者電話番号 | ⑳提出書類（その他）（（4）提出書類のうち⑲以外の資料をアップロード） |
| ⑨代表法人連絡担当者Eメールアドレス | |
| ⑩研究開発の概要（1000文字以内） | |
| ⑪技術的ポイント（300文字以内） | |
| ⑫代表法人研究開発責任者 | |

* 言葉の定義や入力の詳細については公募要領の記載事項をご確認ください。

5. 審査の流れ

公募要領 6.



委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

● 採択審査の基準

- i. 提案内容が基本計画、公募要領に示す目的、目標及び政府の目指す水素社会実現に向けた取組の方向性に合致しているか（不必要な部分はないか）。
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか。
- iii. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）、共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか。
- iv. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。
- v. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか。特に、水素技術に関連する規制等の整備や合理化、国際標準化が図られ、国内水素産業への貢献や水素サプライチェーン構築が期待できるか。
- vi. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況。
- vii. 総合評価。

● 契約・助成審査委員会の選考基準

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - 1. 開発等の目標がN E D Oの意図と合致していること。
 - 2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - 3. 開発等の経済性が優れていること。

- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
 - 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 - 4. 経営基盤が確立していること。
 - 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 - 6. 委託業務管理上N E D Oの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。
不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

2023年

- 4月3日 : 公募開始
- 5月9日 正午 : 公募締め切り
- 5月中旬（予定） : 提案者へ採択審査委員からの質問送付
- 5月下旬（予定） : 質問回答票・プレゼン資料締め切り
- 6月上旬（予定） : 採択審査委員会（外部有識者による審査）
- 6月中旬（予定） : 契約・助成審査委員会
- 6月下旬（予定） : 委託予定先決定
- 7月上旬（予定） : 公表
- 8月中旬（予定） : 契約

※応募者が1者の場合、公募締切を10日延長します（HPにて開示）

※再委託先等との契約は原則としてNEDOと委託先との契約締結日以降に締結のこと。

下記URLより公募関連資料がダウンロードできます。
ご参照ください。

https://www.nedo.go.jp/koubo/SE2_100001_00042.html

- 基本計画
- 2023年度実施方針
- 公募要領（委託）
- 関係書類一式（委託）

10. 問い合わせ先



公募説明会以降のお問い合わせは、下記までメールにてお願いします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

スマートコミュニティ・エネルギーシステム部 高岡、田中、菖蒲、堀口

E-Mail : hydrogenV@nedo.go.jp もしくはhydrogen@ml.nedo.go.jp

※ 審査の経過等に関する問合せには応じられません。



QA集

Q : 本事業は調査事業か、研究開発事業か。

A : 本件はテーマ名に「調査研究」と含まれますが、調査事業ではなく研究開発事業です。本件は文献・ヒアリング等の調査のみならず、将来的に酸素水素燃焼技術の適用が期待される熱需要の分野を具体的に特定し、当該分野への実装を想定して来年度以降に本格的な要素技術開発に着手することを見据えて課題（技術課題を含む）整理していただくことを想定しています。将来的に社会実装を担う主体（企業）が具体的な製品イメージを検討しつつ、その実現に向けて技術課題を含めて整理するにあたり、基礎的な研究開発、試験研究を行うことが必要になることを考えて、業務委託契約約款を適用する研究開発事業としています。

Q : 予算の上限が1.5億とあるが配分の目安は？

A : 提案1件当たりの規模の目安は定めておりません。また、仮に複数件採択された場合の配分の目安も定めておりません。採択審査において採択に足ると判断されたものに対し、予算の必要性を精査したうえで、全体で予算の上限範囲内におさまるように配分することとなります。



ご応募をお待ちしております。